

福井県又一トリア防除実施計画

令和4年4月

福 井 県

目 次

1	背景と目的	1
	(1) 背景	
	(2) 目的	
2	防除の対象	1
3	防除を行う区域	2
4	防除を行う期間	2
5	現状	2
	(1) 生息状況	
	(2) 捕獲状況	
	(3) 被害状況	
6	目標	4
7	目標を達成させるための具体的な方策	4
8	捕獲、殺処置、最終処置の方法	4
	(1) 捕獲	
	(2) 殺処置	
	(3) 殺処置後の最終処置	
9	実施体制	5
	(1) 捕獲班の編成等	
	(2) 捕獲従事者の登録等	
	(3) 実施体制	
10	捕獲に係る留意事項	6
11	傷病鳥獣として救護されたヌートリアの扱い	7
12	被害の予防対策	7
	(1) 農作物被害	
	(2) 水生植物への被害	
13	その他の防除に必要な事項	8
	(1) 普及啓発	
	(2) モニタリング	
	(3) 合意形成等	
様式第1号	ヌートリア捕獲従事者登録申請書	9
様式第2号	ヌートリア捕獲従事者登録台帳	10
様式第3号	福井県ヌートリア防除実施計画に基づく従事者証	11
様式第4号	はこわなの設置標識	12

1 背景と目的

(1) 背景

ヌートリアは、南米の河川などの水辺環境に広く生息する草食性の哺乳類で、体長 50～70cm、尾長 35～50cm、体重 6～9kg 程度の日本最大のげっ歯類である。

ヌートリアはその優れた毛皮を目的に、軍服用の毛皮獣として日本国内に持ち込まれ、1939～1949 年頃に各地で盛んに養殖された。しかし、終戦とともに毛皮の需要は激減し、養殖場の閉鎖とともに、飼育個体は野外へ放逐され、野生化した。当時、分布域は養殖場周辺に限定されていたが、その後拡大し、現在では岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県等に多く生息している。

ヌートリアは、もともとは日本に生息していない動物であるが、河川やため池など、ヌートリアの生息場所となる水辺環境には日本在来の草食性哺乳類が生息せず、このため競合する相手がいなかったことや、多いときには、年に 3～4 回（繁殖期は不定）、1 回に 2～6 頭程度の子どもを出産するなど強い繁殖力を持っていることから、生態系に入り込み、定着、分布を拡大してきた。

食性は、主に草食性で、ヨシやマコモなど水生植物の根茎や若葉を食べる。しかし、二枚貝やザリガニなども食べるという報告がある。大食漢であることから水辺植物への影響や食物をめぐる水鳥との競合が懸念される。また、水辺近くの田畑へ侵入し、イネや根菜類を食害するなど農作物への被害が甚大であり、問題となっている。

また、ヌートリアは河川やため池、畦などの土中に巣穴を掘ることが知られており、漏水の被害が懸念される。

ヌートリアの人獣共通感染症については、レプトスピラ症の保菌が指摘されているが、それによる健康被害の危険性については顕在化していない。

平成 17 年 6 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）において、ヌートリアは「特定外来生物」に指定され、その飼育、運搬、保管、輸入、販売は原則禁止となり、野外に放つ行為は禁止されている。

一方、生態系等に被害の恐れが生じる場合などには、主務大臣（環境大臣・農林水産大臣）の確認または認定を受けることにより、外来生物法に基づく防除（捕獲を含む被害対策）ができることとなっており、現在、全国各地でヌートリアの防除が進められている。

福井県において、野外でヌートリアが確認されたのは、昭和 51 年 9 月 14 日に高浜町中津海での捕獲記録が初めてであり、その後、高浜町、おおい町、小浜市など嶺南地域の西部には局所的な生息の情報がある。平成 21 年 6 月に、稲の苗の食害に対し、はじめて有害捕獲されて以降、その捕獲数は近年増加している。

現在、目立った被害の増加は見られないが、一部で水稻の食害、踏み倒しが発生しており、このまま放置すると生息域の拡大や生息数の増加により被害が拡大する可能性も懸念されることから、早期に捕獲対策を行い被害の未然防止が必要な状況である。

(2) 目的

ヌートリアによる農業被害、生態系被害への抜本的対策として、県、市町、関係団体、住民等が連携し、捕獲によってヌートリアを野外から排除するため、外来生物法に基づくヌートリア防除実施計画を作成する。

2 防除の対象

ヌートリア（学名：*Myocastor coypus*）

3 防除を行う区域

福井県内全域

4 防除を行う期間

令和4年4月1日～令和13年3月31日※

※ヌートリアを取り巻く状況の変化に応じて、計画期間内であっても必要に応じて、計画を見直す。

5 現 状

(1) 生息状況

これまでの目撃・捕獲状況等によると、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町に生息が確認されている。

(2) 捕獲状況

県内の農作物被害防止を目的とした有害鳥獣捕獲（以下、「有害捕獲」という）および狩猟による捕獲数と捕獲位置は表1および図1のとおりである。平成21年度にはじめて有害捕獲され、その後、捕獲数は増減しながら、令和2年度は40頭が有害捕獲されている。

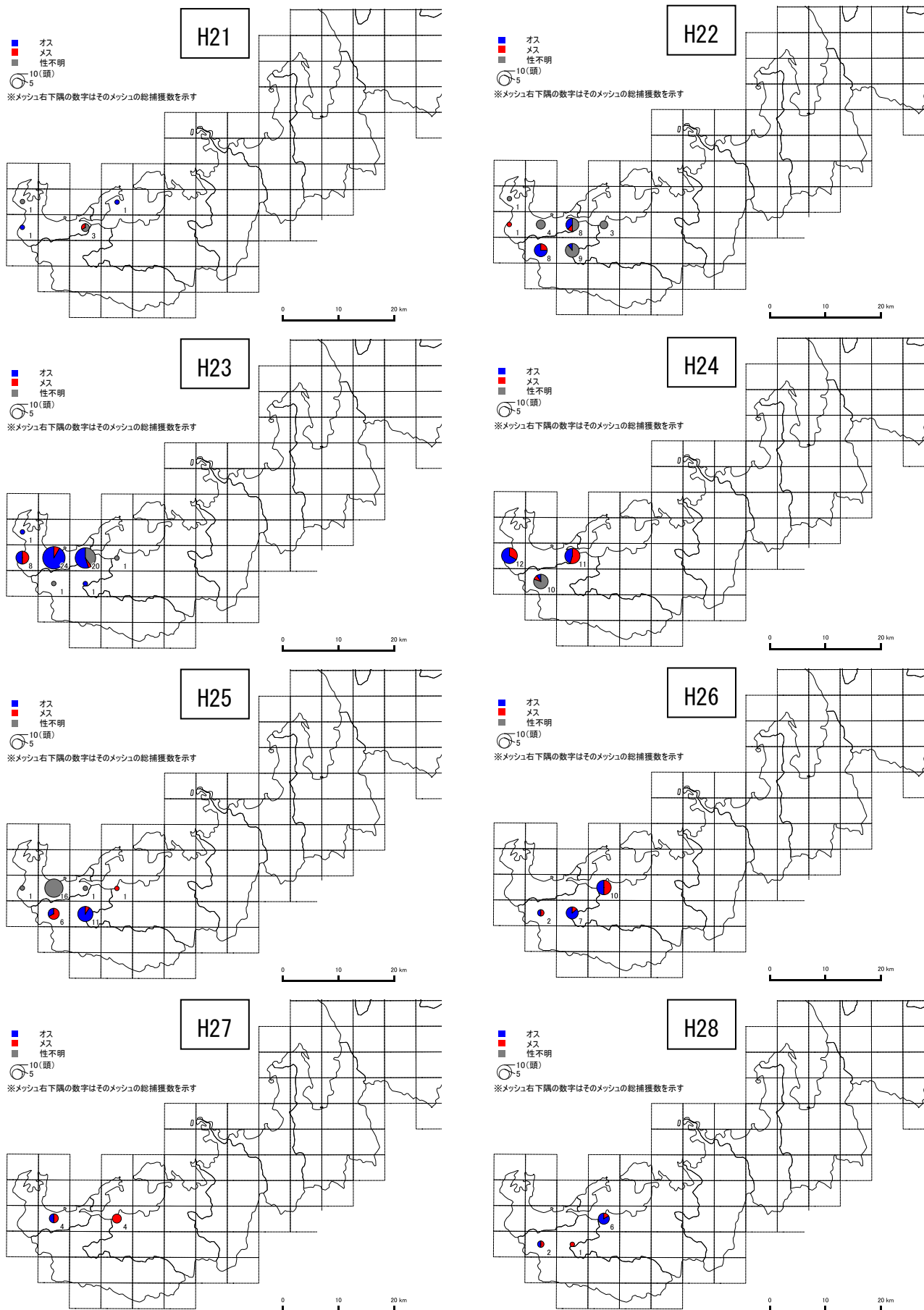
捕獲場所は、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町の5市町となっている。

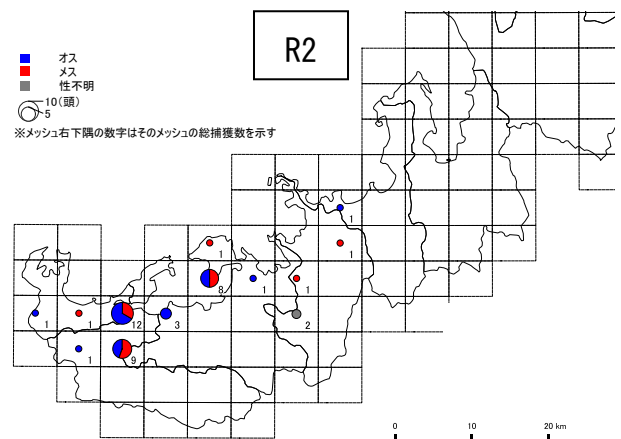
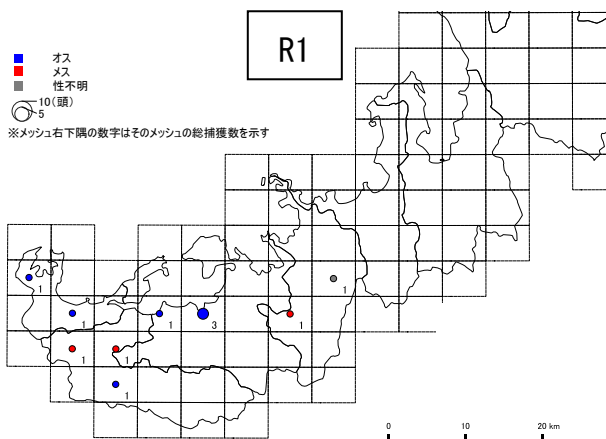
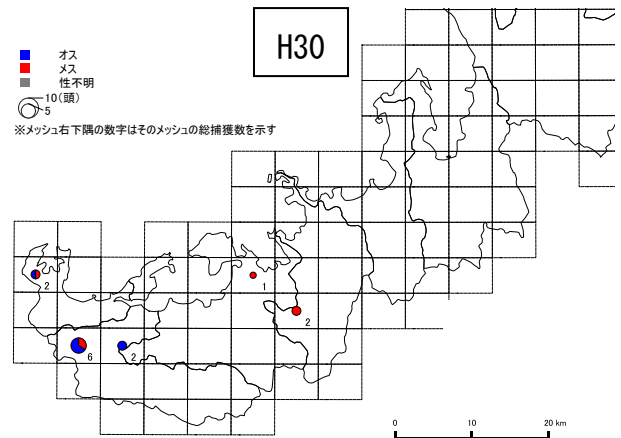
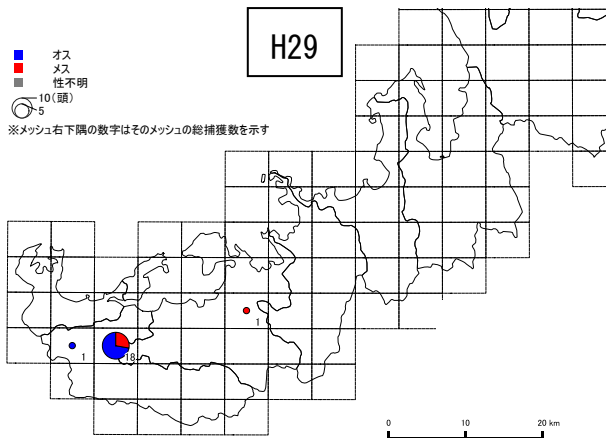
表1 市町別ヌートリア捕獲数の推移（年度）

市町名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
福井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永平寺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あわら市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鯖江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
敦賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
若狭町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
小浜市	0	3	0	0	1	10	1	6	1	1	3	12	38
おおい町	4	25	12	10	17	9	3	3	19	8	4	15	129
高浜町	2	5	44	23	18	0	4	0	0	2	2	10	110
有害捕獲数	6	33	56	33	36	19	8	9	20	11	10	40	281
狩猟捕獲	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	6
合計	6	34	56	33	36	19	8	9	20	13	11	42	287

※平成20年度以前の捕獲実績はなし

図1 年度ごとのヌートリア捕獲場所の空間分布図（嶺南地域）





(3) 被害状況

ア 農作物被害

農作物被害は、これまで小浜市、おおい町、高浜町で、水稻の苗や入熟期の穂の食害や踏み倒しの被害が発生している。

イ 生態系被害

水辺の水生植物に対する影響が考えられるが、今のところ具体的な被害の事例は確認されていない。

6 目標

既に定着している野生個体を完全に排除するとともに、県内全域で生息状況を監視し、新たな生息が確認された場合は速やかな捕獲を実施し、生息域の拡大を防止する。

7 目標を達成させるための具体的な方策

目撃情報、有害捕獲等の現状から、ヌートリアの生息が確認されている地域とその周辺および、それ以外の地域に分けて対策を実施する。

【重点対策地域】

現在、ヌートリアの生息が確認されている地点とその周辺とする。

- ・徹底的な捕獲を実施し、地域から野生個体を排除する。
- ・被害の危険性がある場合は予防対策を実施する。

対象市町：敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

【要注意地域】

重点地域以外の地域。

- ・積極的に被害や目撃、痕跡といった生息情報を収集し、新たに生息が確認された場合は、すみやかに捕獲を実施する。

対象市町：福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町

8 捕獲、殺処置、最終処置の方法

(1) 捕獲

使用する猟具は原則として「はこわな」とする。

(2) 殺処置

捕獲したヌートリアは、できる限り苦痛を与えない適切な方法（炭酸ガスを用いた方法等）により殺処置することとする。

ただし、殺処置の例外として、捕獲された生きた個体について、学術研究、展示、教育やその他公益上の必要性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、県または市町は外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ているもの、または、外来生物法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができるものに譲り渡すことを検討する。

(3) 殺処置後の最終処置

殺処置した個体は、その場に放置せず、適切に埋設または焼却することとする。

9 実施体制

(1) 捕獲班の編成等

市町は、本計画に基づくヌートリアの捕獲、生きた個体の運搬、殺処置等を安全かつ迅速・効果的に実施するため、各市町管内において、生息するヌートリアの捕獲に従事する捕獲班（以下、「捕獲班」という）を編成するものとする。

捕獲班は、ヌートリアの捕獲、運搬等に従事する者（以下、「捕獲従事者」）により構成するものとする。

捕獲従事者として捕獲に参加できるものは、下記のアまたはイのいずれかであり、かつウの条件を満たしている者とする。

ア 鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律で定める狩猟免許（わな）を有する者

イ 狩猟免許（わな）を有しない者であって、下記のいずれかの要件を満たす者

- ・適切な捕獲と安全に関する知識および技術を有する者として、県または市町が実施する捕獲従事者講習会を受講した者
- ・知事または市町長が特に必要と認めた者

ただし、免許非所持者が捕獲行為を行う場合は、狩猟免許（わな）を所持する者の指導・監督のもとに実施することとする。

ウ 良識があり、設置したわなの管理や捕獲個体の処置について迅速に対応ができる者

(2) 捕獲従事者の登録等

捕獲に従事しようとする者は、捕獲しようとする区域の市町へ、捕獲従事者登録申請書（様式第1号）を提出し、登録を受けなければならない。

市町は、「9（1）捕獲班の編成等」で規定する参加要件を満たしている者かどうか審査の上、捕獲従事者として登録するものとする。捕獲従事者の登録については、捕獲従事者の住所、氏名、生年月日、狩猟免許の有無および、各市町管内において捕獲に従事する区域等について記載した捕獲従事者登録台帳（様式第2号）を整備するとともに、捕獲従事者に対してヌートリア捕獲従事者証（様式第3号）を交付しなければならない。

(3) 実施体制

県、市町は、地域住民、関係団体、研究機関等と協力しながら、下記のとおり役割分担して進める。

ア 県

- ・捕獲従事者講習会を開催する。
- ・市町と協力して生息状況等のモニタリング、科学的データの収集を行う。
- ・収集した情報を分析する。さらに結果を関係機関、関係者へフィードバックし、防除実施計画の推進に努める。
- ・防除実施計画の進行管理、市町の取組みに対する支援を行う。

イ 市町

- ・捕獲従事者講習会を開催する。
- ・捕獲に従事するものを捕獲従事者として登録し、捕獲従事者証を発行する。
- ・捕獲従事者の氏名、狩猟免許（わな）所持の有無と防除を行う区域等をまとめ、これを従事者台帳として管理する。
- ・捕獲に用いるはこわなを台帳管理する。
- ・捕獲班を編成し、捕獲、捕獲個体の適正な殺処置および、最終処置を行う。
- ・捕獲結果を四半期ごとにとりまとめ、県へ報告する。

ウ 地域住民、農業者、関係団体

見回りや捕獲時の通報など捕獲班が行う捕獲作業に協力する。

10 捕獲に係る留意事項

捕獲従事者は、次の事項に特に留意、遵守することとする。

(1) 捕獲従事に関する留意

- ・捕獲を実施する際は、事前に地域住民および関係者への周知を図るとともに、従事中は従事者証を

携帯し、国、県、市町の権限のある職員や警察官、鳥獣保護員等の関係者からの求めに応じて呈示すること。

- ・捕獲に使用するわなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除である旨および住所、氏名、電話番号等の連絡先、捕獲期間を記載した標識（様式第4号）を装着し、管理責任の所在を明らかにすること。

(2) 錯誤捕獲の防止

- ・わなは1日1回以上巡視するとともに、錯誤捕獲が確認された場合は、速やかに放獣すること。

(3) 事故の発生防止

- ・捕獲したヌートリアの取扱いには十分に注意し、噛まれる、爪でひっかかれる等による怪我のないように十分な防備をして行う。万一、怪我等の事故があった場合には、医療機関を受診するなど、速やかに適切な措置を講じること。
- ・設置されたわなに誤って触れて怪我等がないように、設置場所を配慮するとともに、注意喚起の看板を設置するなどして安全確保を徹底すること。

(4) 捕獲個体への取り扱いの注意事項

- ・捕獲個体に対し、わな内で直射日光や低温、長時間の放置による過度なストレスを与えないよう配慮すること。
- ・運搬時には、はこわなの出入り口を針金で留めるなどし、逸出防止に努めること。

(5) 捕獲の記録および報告

- ・捕獲従事者は、捕獲従事者証の交付を受けた市町に、捕獲結果を提出するものとする。

(6) その他

- ・本計画で決められた捕獲、殺処置、最終処置の方法を遵守するとともに、詳細については、その都度、従事者証の交付を受けた市町の定めに従うこと。

1 1 傷病鳥獣として救護されたヌートリアの扱い

外来生物法により、野外へ放すことは禁止されているため、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

1 2 被害の予防対策

県、市町は、地域住民、農業者、施設管理者、関係団体等と連携して被害の予防対策を実施することとする。

(1) 農作物被害

- ・県と市町は、関係団体等と連携し、侵入防止柵の設置や適切な管理方法の普及啓発を行い、農作物被害の防止に努める。

(2) 希少水生植物への被害

- ・県内に生育する希少な水生植物が、ヌートリアの捕食等により被害を受けないよう、該当する水生植物が生育する場所においてヌートリアの生息が確認された場合は、県と市町は、地域住民、関係団体と協力し、早急に捕獲を行う。

13 その他の防除に必要な事項

(1) 普及啓発

- ・県と市町は、被害者や一部の関係団体だけでなく、多くの県民や市民が、生物多様性や外来生物に関する正しい知識を持ち、後述するような外来生物問題の発生原因について正しい認識を持った上で、県民の参画と協同によって防除が効果的に実施されるよう、インターネットや各種講習会等において普及啓発に努める。
- ・特に外来生物問題の発生原因として、人間の手によって国内に持ち込まれた哺乳類が野生化して被害をもたらしているという問題の背景を、正しく伝え、動物を飼育する人間の責任と生態系の保全の重要性について普及啓発することとする。

(2) モニタリング

- ・県と市町は、ヌートリアの生息状況や被害状況を把握するために、地域住民や関係団体等の協力を得て情報収集するとともに、得られた情報をもとに速やかな捕獲や予防対策を実施する。

(3) 合意形成等

ア 地域等との合意形成

- ・市町は、捕獲に当たって、捕獲を行う者と地域の住民、土地所有者または管理者等と事前に十分に調整および合意形成を図っておきトラブルのないように努める。
- ・市町は、見回りや捕獲された場合の連絡通報、処置の手順等の実施体制を整えて効率的、効果的なヌートリア防除に当たっていく。

イ 県民、市民への情報提供、意見の収集

- ・本計画を広く県民、市民に周知し、合意と協力の下に、本計画を実施していくこととする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

市町長名 様

住 所	
氏名 (ふりがな)	
生 年 月 日	
電 話 番 号	

ヌートリア捕獲従事者登録申請書

「福井県ヌートリア防除実施計画」に基づき、ヌートリア捕獲従事者となりたいので、次のとおり申請します。

なお、捕獲の実施にあたっては、外来生物法および関係法令を遵守し、適切なわなの設置と管理を行うとともに、捕獲個体の処置等について、市町の規則、指示に従います。

記

- 1 捕獲しようとする区域
- 2 所持する狩猟免許（わな）所持、および講習会の受講の有無

狩猟免許所持の有無

行政が行う受講修了証

令和 年 月 日交付
福井県知事わな狩猟免許 号

令和 年 月 日交付
 福井県知事 号
 市 号
 町 号

(様式第2号)

〇〇市町ヌートリア捕獲従事者登録台帳

氏名 (生年月日)	住 所	連絡先 (電話)	捕獲従事者証			狩猟免許 (わな)		防除 区域	班 別
			登録 年月日	番号	有効期間	種別	免許番号 交付 年月日		
					年月日 ～ 年月日				
					年月日 ～ 年月日				
					年月日 ～ 年月日				
					年月日 ～ 年月日				
					年月日 ～ 年月日				
					年月日 ～ 年月日				
					年月日 ～ 年月日				

(様式第3号)

第〇〇号

有効 年 月 日から
期間 年 月 日まで

注 意 事 項

福井県ヌートリア防除実施計画に基づく
従事者証

〇〇市町長

印

- 1 従事者証は、ヌートリアの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察員又は鳥獣保護員その他関係者が呈示を求めたときは、これを拒んではならない。
- 3 従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、交付を受けた市町長に返納し、かつ、捕獲等についての報告をしなければならない。

内 容

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	

鳥獣の種類	ヌートリア
目 的	福井県ヌートリア防除実施計画に基づく 計画的な捕獲
区 域	
方 法	はこわな
捕獲後の処置	二酸化炭素等による致死処置後、 焼却または埋設
備 考	

(様式第4号)

はこわなの設置標識

任意（ただし、記載されている内容が読み取れる大きさとする。）

任意
(ただし、記載されている内容が読み取れる大きさとする。)

福井県ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲	<u>捕獲等しようとする鳥獣名</u>	ヌートリア	<u>市町長名</u>	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		従事者 登録番号	
氏 名		住 所		
		電話番号		